

愛知県医療的ケア児等アドバイザー配置事業実施要領

(目的)

第1 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や重症心身障害児者（以下、「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して暮らしていけるよう、各種サービスや支援を総合調整する「医療的ケア児等コーディネーター」を始めとした支援者に対して、医療的ケア児等の支援に経験豊富なアドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）を配置し、医療的ケア児等の身近な地域における相談支援の充実、強化を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2 この事業の実施主体は愛知県とし、アドバイザーとして、資格、実務経験等に照らし、業務を遂行できる適切な人材を選定し、委嘱する。

(実施地域)

第3 この事業の実施地域は、名古屋市を除く県内全域とする。

(アドバイザーの業務)

第4 アドバイザーは、医療的ケア児等とその家族の個別の状況や各地域の実情に応じた助言、支援を行い、身近な地域における相談支援の充実・強化を図ることを業務とする。具体的には、次に掲げる（1）から（6）までの業務をいう。

- (1) 地域のネットワーク構築に向けた指導及び調整等
- (2) 地域で対応困難な事例に係る助言等
- (3) 広域的課題、複数の障害保健福祉圏域に及ぶ課題解決に向けた体制整備への支援
- (4) 医療的ケア児等の支援を行う者の人材育成支援
- (5) 地域の社会資源の点検、開発に関する援助
- (6) その他地域における相談支援体制の整備の推進に関する支援

(業務実施上の留意事項)

第5 市町村、保健所、児童発達支援センター、障害福祉サービス事業所、医療機関及び教育機関等の関係機関と連携を密にし、中立性や公平性を十分に確保したうえで、業務が円滑かつ効果的に実施されるように努めなければならない。

また、実施にあたり、医療的ケア児等及びその家族等のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(業務終了後の報告)

第6 業務終了後は、別紙(参考)様式 により、業務の実施内容を報告するものとする。

(連絡協議会の開催)

第7 障害福祉課医療療育支援室長は必要に応じて、アドバイザーを招集し、連絡協議会を開催する。

附則

この要綱は、令和 3 年 月 日から施行し、令和 3 年 月 日から適用する。

【医療的ケア児等アドバイザー配置事業運用図】

〔資料 2-3〕

